

(仮称) 静岡市議会の議決すべき事件等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定めるとともに、市議会へ報告すべき案件について定めるものとする。

(市議会の議決すべき事件)

第2条 市長は、静岡市自治基本条例（平成17年条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項に規定する基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に当たっては、あらかじめ市議会の議決を経なければならない。

(市議会へ報告すべき案件)

第3条 市長は、条例第15条第1項に規定する実施計画の策定、変更又は廃止をしたときは、これを市議会に報告しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。